

●香川県監査委員公表第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成21年6月16日

| | |
|---------|------|
| 香川県監査委員 | 宮本欣貞 |
| 同 | 都村尚志 |
| 同 | 鍋嶋明人 |
| 同 | 仲山省三 |

- 1 監査対象部局 環境森林部
- 2 監査対象年度 平成20年度
- 3 監査の概要

| 監査対象機関 | 監査年月日 |
|-------------------------|------------|
| 東部林業事務所 | 平成21年4月21日 |
| 環境保健研究センター | 平成21年4月22日 |
| 環境管理課 | 平成21年5月8日 |
| みどり整備課 | ” |
| 森林センター | ” |
| 廃棄物対策課 (資源化・処理事業推進室) | 平成21年5月12日 |
| みどり保全課 | ” |
| 環境政策課 | ” |
| 西部林業事務所 | 平成21年5月25日 |
| 直島環境センター | ” |

4 監査の結果

財務に関する事務については次のとおりであり、その他の軽微な事項については、その都度、関係機関に口頭により指導を行った。

予算執行及び財産管理に当たっては、今後とも、厳正かつ効率的な執行に留意するよう要望した。

(1) 指摘事項

該当事項なし

(2) 指導注意事項

ア 収入事務について

生産品について、収入調定が売却日から1ヵ月以上遅延していた。(森林センター)

イ 旅費の支給について

県内旅費について、旅費システムにおける申請漏れがあり、支給されていないものがあったので、追給する必要がある。(環境保健研究センター)

ウ 超過勤務手当等の支給について

超過勤務手当等について、超過勤務命令等に基づき超過勤務等が行われているにもかかわらず、支給されていないものがあったので、実績に応じた超過勤務手当等を追給する必要がある。(廃棄物対策課(資源化・処理事業推進室))

エ 契約について

- (ア) 県営林整備に係る委託業務について、仕様基準書に基づく完了検査に係る請負業者からの事業日報が保管できていなかった。(東部林業事務所)
- (イ) 清掃業務委託について、仕様書における清掃範囲が明確でないため、具体的な仕様書を作成する必要がある。(西部林業事務所)
- (ウ) 施設修繕について、予定価格調書を作成せずに見積合わせによる随意契約を行っているものがあつた。(みどり整備課)

オ 指定管理について

森林公園の指定管理に関する事業計画書について、協定書では受託者は事業年度開始前に県の承認を受けることとされているにもかかわらず、事業年度開始後に承認を受けていた。(みどり整備課)

カ 備品の管理について

- (ア) 備品について、国の委託事業で購入したものに係る物品出納通知が遅延していた。(環境保健研究センター)
- (イ) 備品について、委託料で製作した試作品が備品一覧表に登録されていなかった。また、備品登記後は速やかに保管換をする必要がある。(みどり整備課)

キ 郵便切手類受払簿等について

- (ア) 郵便切手について、郵便切手購入金額と受払簿の金額が合致していなかった。(直島環境センター)
- (イ) 有料道路回数券について、記載漏れにより受払簿と現物の枚数が一致していなかった。また、回数券使用伺簿が作成されていなかった。(環境管理課)

(3) 検討指示事項

備品の管理について

豊島の特殊前処理施設にある備品について、公有財産の付属品として扱ってきたため、備品一覧表の記載に不備が生じている可能性があり、適切な調査指導を行う必要がある。(廃棄物対策課(資源化・処理事業推進室))